

バーゼル合意導入後のイギリスにおける銀行行動

北野 友士(金沢星稷大学)

イギリスは銀行の自己資本比率規制の導入・発展に最も寄与した国の1つといえる。1980年にはリスクウェイト方式の自己資本比率基準を導入した。その後、オフバランス項目も捕捉しながら発展させ、1987年にはアメリカとの間で自己資本比率に関する米英合意を成立させた。これを契機に成立したといわれる1988年のバーゼル合意(以下、バーゼルI)については、翌1989年から早期に適用を開始した。さらに1996年にはバーゼルIを修正・追加する形で導入された市場リスク規制についても1997年から適用を開始した。そして2007年にはバーゼルIIの適用も開始している。つまり一言でいうと、イギリスは自己資本比率規制の導入に非常に積極的な国だったということである。

しかしながら、そのイギリスも周知の通り金融危機と無縁ではなかった。2007年のサブプライムローン問題をきっかけにノーザンロックやブラッドフォード・アンド・ビングレーが破たんした。また最大手であるロイヤル・バンク・オブ・スコットランド(RBS)やロイズ TSB が公的資本注入を受けることとなった。ただし、イギリスでは十分に自己資本を充実させていたので流動性不足による国内への影響にとどまったとの見方もある。

本報告ではバーゼルIが導入された後のイギリスにおける銀行行動について、財務指標の動向を通じて考察する。イギリスにおいては規制上の自己資本比率(以下、自己資本比率)とTier1/リスクアセット比率(以下、Tier1比率)が1988年の数値から公表されている。自己資本比率とTier1比率はともに、1990年までは低下し、その後上昇に転じて1999年ごろまで上昇したが、その後2007年まではほぼ横ばいとなり、2008年以降は急激に上昇する、というほぼ同じ動きを見せている。(なお、2008年以降は公的資金注入およびバーゼルIIIへの対応によるものである)。自己資本比率がTier1比率と同じ動きをしていることから、イギリスではもともとTier1比率を重視していたことがうかがえる(Tier2およびTier3への依存度はおおむね30%台)。ただし、自己資本比率およびTier1比率がほぼ横ばいとなった2007年までの時期は、総資産に占めるTier1の割合が低下傾向にあった。このことは、簿外の取引どころか、バランスシートの拡大自体が規制上の自己資本比率にかかるリスクとして反映されていなかったことを意味する。

上記を踏まえて、銀行行動と自己資本比率規制との関係を検証し、明らかにすることが本報告の目的である。